



浄化槽維持管理費 補助事業のお知らせ

令和8年4月1日

川上村では、浄化槽を設置、管理している方（浄化槽管理者）に対し、適正な維持管理の推進及び合併処理浄化槽の普及促進を図るため、浄化槽維持管理費の一部を補助することとしました。

1. 補助の対象者

村内に住所を有する方で、村内において自己の居住の用に供する住宅に設置されている浄化槽を適正に維持管理している者。

※ 適正な維持管理とは、保守点検・清掃・法定検査の3つを正しく実施すること。

2. 補助金を交付しない者

- ①法第11条に規定する水質検査に関する法定検査を受けていない者。
- ②管理年度に受検した法定検査の結果が不適正と判定され、改善されずに浄化槽を使用している者。
- ③村税、村の公法上の収入及び私法上の収入を完納していない者。

3. 補助金交付額

区 別	人槽区分	補助金交付額
単 独	全ての人槽	6,500円
合 併	50人槽未満	14,000円
	50人槽以上	41,500円



4. 補助金交付手続き

- ・管理年度内で保守点検（3回／年）・法定検査（1回／年）・清掃（指示）の実施が確認されたところから、随時郵便にて「浄化槽維持管理費補助金の交付決定通知書兼確定通知書」（確認依頼）をご送付させていただきます。

お手元に届きましたら、記載されている振込口座等を確認いただき、誤りがありましたら期日までに役場住民課までご連絡ください。

※各領収書の控え、
法定検査結果書は
必ず保管して下さい。

5. 管理年度

4月1日から翌年3月31日までの間をいう。ただし、年度途中で維持管理契約を締結する場合は、初年度に限り締結日から3月31日までの間をいう。

浄化槽維持管理費

（補助事業の説明）

《目的》

かわかみ村は、紀の川・吉野川の源流に位置し、下流にかけがえのない水を供給する非常に重要な役割を担っていることから、水源地としての自然環境を守ることを積極的に果たしていく使命として「川上宣言」を決意し、自然と共生する地域をめざして“水源地のむらづくり”に取り組んでいます。

現在、公共用水域等の水質の保全等の観点から、浄化槽によるし尿及び雑排水（トイレ・お風呂・洗面・台所等）の適正な処理を図ることを目的に合併処理浄化槽の整備を進めております。

浄化槽は、汚水进行处理する施設ですが良好な水質を担保する意味で設置した後の維持管理が重要です。浄化槽維持管理費の補助は、適正な維持管理を推進することを目的に、適正に維持管理する者に対して維持管理費用の一部を補助金として交付します。